

札幌飛行場（丘珠空港）利用者利便向上協議会規約

(名 称)

第1条 空港法（昭和31年法律第80号）（以下「法」という。）第14条第1項に基づき、本協議会を設置するものとし、札幌飛行場（丘珠空港）利用者利便向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は法第3条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、札幌飛行場（丘珠空港）の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、構成員が連携して次の事業を実施する。

- 一 空港における利便性の改善策や空港を活用した地域活性化策について、必要な検討・協議の実施**
- 二 空港アクセス改善に資する方策の検討**
- 三 空港の魅力発信に関する事業及び空港利用促進のための広報活動**
- 四 その他、協議会の目的を達成するために必要な事業**

(構成員)

第4条 協議会は別表に掲げる者をもって構成する。なお、会長が必要と認めた場合、他の関係者をオブザーバーとして参加させ、資料の提供、意見の表明及び説明など必要な協力を求める事ができる。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き、丘珠空港事務所長をもって充てる。

- 2. 会長は、協議会を代表し会務を総理する。**

(事務局)

第6条 協議会の事務局は丘珠空港事務所に置く。

(招 集)

第7条 協議会は会長が招集する。

- 2. 構成員は、会長に対して協議会の招集を要請することができる。**

(運営)

第8条 協議会は、構成員の過半数の者が出席しなければ開催することができない。

2. 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数となった場合には議長の決するところによる。

この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

(幹事会)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。

2. 幹事会の組織及び運営については、会長が別途定める。

(専門部会)

第10条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、必要に応じて協議会のもとに専門部会を置くことができる。

2. 専門部会の組織及び運営については、会長が別途定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、事務局において行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則

この規約は、平成26年 9月18日から適用する。

別 表

北海道運輸局交通政策部長
北海道開発局札幌開発建設部長
北海道開発局札幌開発建設部千歳空港建設事業所長
北海道総合政策部航空局長
札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長
札幌丘珠空港ビル 株式会社 代表取締役 社長
株式会社 北海道エアシステム 丘珠空港所長
株式会社 フジドリームエアラインズ 丘珠空港支店長
札幌商工会議所 専務理事
一般社団法人 札幌観光協会 会長
北海道中央バス 株式会社 執行役員 札幌事業部長
北都交通 株式会社 代表取締役 社長
一般社団法人 札幌ハイヤー協会 会長
株式会社 日本空港コンサルタンツ 代表取締役 社長
東京航空局丘珠空港事務所長